

難易度
中級

模倣対策、ブランド構築から考える 使える意匠権、こうすれば使えた意匠権 ～権利行使に成功した事例 + α (知財ミックス)～

講師

青木 博通 氏

 ユアサハラ法律特許事務所
パートナー・弁理士


日時

2026年9月10日(木) 13:30～16:30

◆Tripp Trapp最高裁判決（椅子のデザインの著作物性を否定）により、量産実用品の形状等は、基本的には意匠法で保護されることが明確になりました。

◆そこで、本講座では、模倣対策およびブランド構築の視点から、裁判例を分析し、「使える意匠権」（勝訴）、「こうすれば使えた意匠権」（敗訴）について解説します。

◆「こうすれば使えた意匠権」は、権利取得の際の工夫が足りなかったケースになります。

◆また、その前提として、生来的に「強い意匠権」と「弱い意匠権」の類型についても意匠の種類を交えてご紹介します。

◆意匠権で権利行使できない場合については、商品分野毎に、他の知的財産権をどのようにミックスしたらよいかについても、注意点も含め解説します。

◆本講座を受講することにより、模倣対策、ブランド構築の視点から「使える意匠権」の権利形成のノウハウ、知財ミックス・IP Channelingの手法を身に着けることができます。

【解説内容（予定）】

I 模倣対策とブランド構築（意匠法の両輪）

II 強い意匠権と弱い意匠権の類型

III 「使える意匠権」のポイント（勝訴の裁判例）

IV 「こうすれば使えた意匠権」のポイント（敗訴の裁判例）

V 狙って意匠権を取って、成功した事例

VI +α（知財ミックス・IP Channeling）

1. 意匠権（意匠権の最大の旨味）
2. 商標権
3. 不正競争防止法
4. 著作権（Tripp Trapp最高裁判決の射程）
5. 不法行為（最高裁判決後の適用例）
6. 知財ミックスの注意点

テキストはPDFで共有させていただきます

◇この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として2.5単位が認められる予定です。（※zoomにてご参加下さい。アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 & アーカイブ配信も実施（各講義翌日から1週間）

- ・聞き逃しても安心！期間内はなんども。
- ・再生速度を変更可能！